

介護保険だより

令和2年9月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護給付費等に関する請求期限及び請求漏れについて

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令に規定されています。

1 請求期限について

- | | |
|-----------|--|
| インターネット請求 | 毎月10日の23時30分となります。(土日祝日も同様) |
| 媒体請求及び紙請求 | 毎月10日の17時00分となります。(10日が土日祝日に当たる場合、前日営業日) |

例：媒体及び紙請求の場合 10日が月曜祝日の場合、請求期限は前日営業日の7日金曜日。

なお、インターネット請求をされている場合は、審査結果帳票等を早めに受け取ることができます。

2 請求漏れについて

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求漏れがないよう十分ご注意ください。

また、インターネット請求の場合には、電子請求受付システムのログイン後の照会一覧からも到達結果等を確認することができます。インターネット請求において、請求データ送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、請求データを送信した際には、必ず伝送ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果を確認してください。

○電子請求受付システムの総合窓口

URL <http://www.e-seikyuu.jp/>

重要なお知らせ

国保連合会から送信（送付）される各種帳票について

毎月、本会から送信（送付）される以下の帳票については、重要書類と認識し、紛失などないよう適切な管理・保管に努めてください。

1 審査結果関係帳票

- (1) 請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表
- (2) 介護保険審査増減単位数通知書
- (3) 介護保険審査決定増減表

2 支払関係帳票

- (1) 介護給付費等支払決定額通知書
- (2) 介護給付費支払決定額内訳書※1
- (3) 介護給付費過誤決定通知書（事業所分）※1
- (4) 介護給付費再審査決定通知書（事業所分）※1
- (5) 介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ
- (6) 介護職員処遇改善加算等内訳のお知らせ

※1 総合事業費も含む。

3 その他

電子請求登録結果に関するお知らせ※2

※2 初回登録時のみ。

もし紛失すると・・・

- ・再請求する該当者が分からない。
- ・入金額が帳簿と合わない。
- ・処遇改善交付金の実績報告ができない。

など、請求業務、経理業務に影響を及ぼす可能性があるため、紛失なさないよう十分ご注意ください。

また、紛失してしまった場合、再発行することは可能ですが1～2週間ほど時間がかかるため、すぐにお渡しすることができませんのでご了承ください。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会